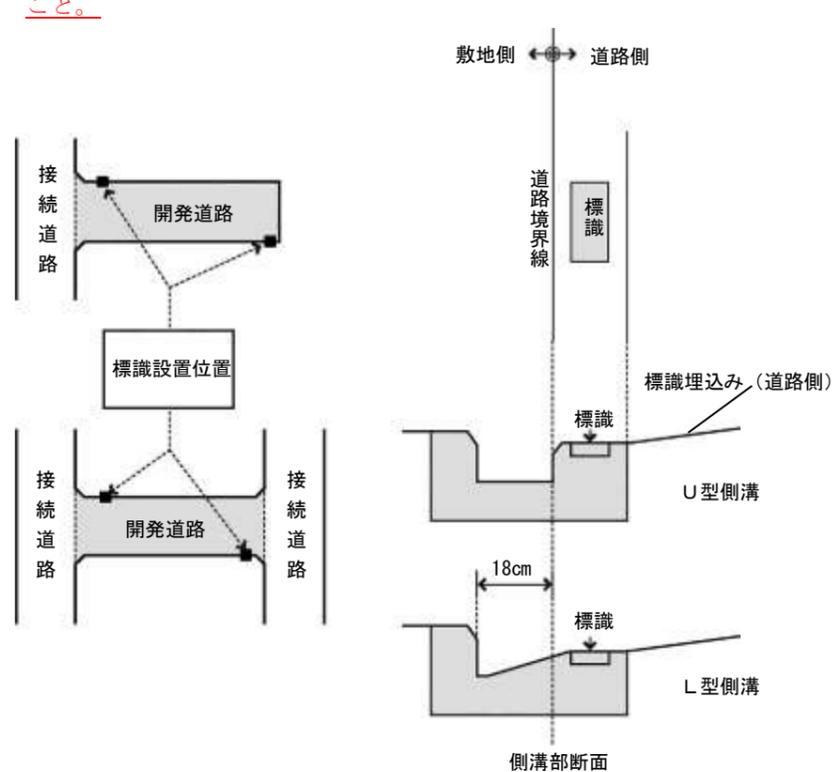




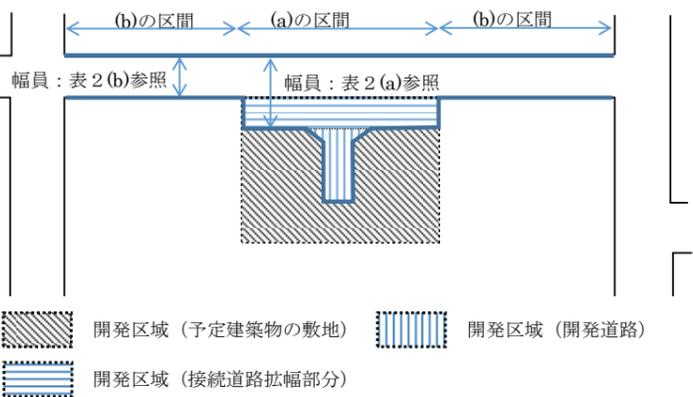
新旧対照表（案）

<p>新 (下線部分を改正)</p>	<p>旧 (下線部分を削除)</p>	<p>備考欄</p>
	<p><u>イ 標識の設置位置</u>  <u>標識は、開発道路の起点と終点付近の側溝上の道路側部分に設置すること。</u></p> 	<p>(削除)</p>

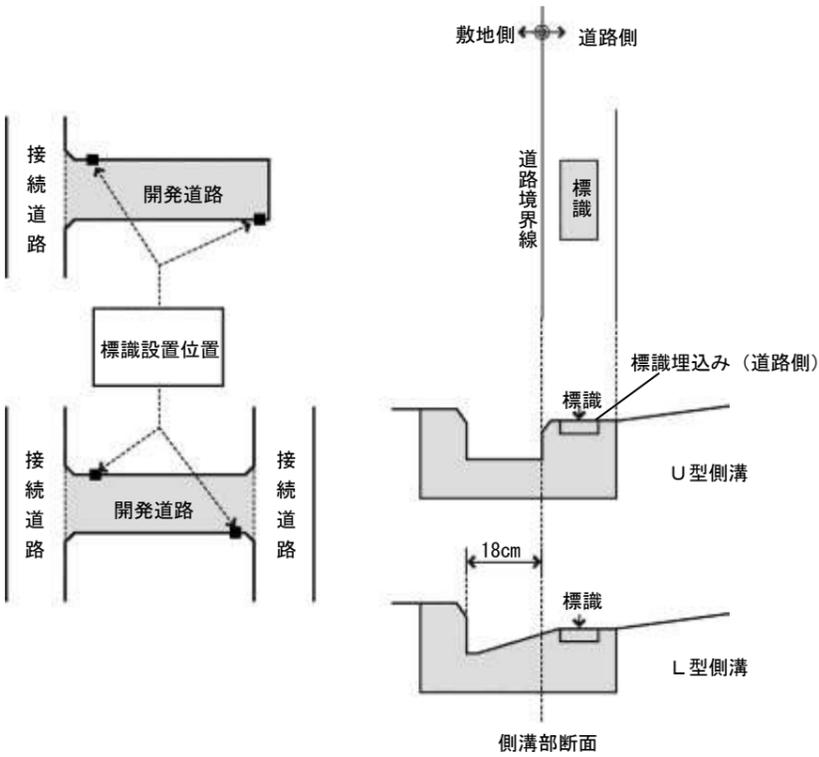
新旧対照表（案）

新	旧	備考欄																																	
<p>4 開発区域に接する道路 （省略）</p> <p>(1) 開発区域に接する道路の幅員 令第25条第2号の規定に基づき、開発区域に接する主要な道路の幅員は、原則として予定建築物等の用途が住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第1種特定工作物の敷地でその規模が1,000平方メートル未満のものについては6.0メートル以上、その他のものについては9.0メートル以上とする。ただし、予定建築物等の用途が住宅の敷地については、令第25条第2号ただし書きが適用される道路幅員は開発区域面積に応じて次の表のとおりとすることができる。</p> <p style="text-align: center;">[令第25条第2号ただし書き適用基準]</p> <table border="1" data-bbox="96 789 953 1121"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開発区域面積</th> <th colspan="2">住 宅</th> </tr> <tr> <th>側溝がある場合</th> <th>側溝がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500㎡以上1,000㎡未満</td> <td>幅員が3.6m以上、かつ、側溝等を含む全幅員が4.0m以上</td> <td>4.0m以上</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡以上2,000㎡未満</td> <td>4.0m以上（側溝等を除く）</td> <td>4.0m以上</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡以上3,000㎡未満</td> <td>5.0m以上（側溝等を除く）</td> <td>5.0m以上</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上</td> <td>6.0m以上（側溝等を除く）</td> <td>6.0m以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>（省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) （省略）</p>	開発区域面積	住 宅		側溝がある場合	側溝がない場合	500㎡以上1,000㎡未満	幅員が3.6m以上、かつ、側溝等を含む全幅員が4.0m以上	4.0m以上	1,000㎡以上2,000㎡未満	4.0m以上（側溝等を除く）	4.0m以上	2,000㎡以上3,000㎡未満	5.0m以上（側溝等を除く）	5.0m以上	3,000㎡以上	6.0m以上（側溝等を除く）	6.0m以上	<p>4 開発区域に接する道路 （省略）</p> <p>(1) 開発区域に接する道路の幅員 令第25条第2号の規定に基づき、開発区域に接する主要な道路の幅員は、原則として予定建築物等の用途が住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第1種特定工作物の敷地でその規模が1,000平方メートル未満のものについては6.0メートル以上、その他のものについては9.0メートル以上とする。ただし、予定建築物等の用途が住宅の敷地については、令第25条第2号ただし書きに適用される道路幅員は開発区域面積に応じて次の表のとおりとすることができる。</p> <p style="text-align: center;">[令第25条第2号ただし書き適用基準]</p> <table border="1" data-bbox="1026 789 1904 1121"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開発区域面積</th> <th colspan="2">住 宅</th> </tr> <tr> <th>側溝がある場合</th> <th>側溝がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500㎡以上1,000㎡未満</td> <td>幅員が3.6m以上あり、かつ、側溝等を含む全幅員が4.0m以上</td> <td>4.0m以上</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡以上2,000㎡未満</td> <td>4.0m以上</td> <td rowspan="2">（側溝を除く） 4.0m以上</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡以上3,000㎡未満</td> <td>5.0m以上</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上</td> <td>6.0m以上</td> <td>6.0m以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>（省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) （省略）</p>	開発区域面積	住 宅		側溝がある場合	側溝がない場合	500㎡以上1,000㎡未満	幅員が3.6m以上あり、かつ、側溝等を含む全幅員が4.0m以上	4.0m以上	1,000㎡以上2,000㎡未満	4.0m以上	（側溝を除く） 4.0m以上	2,000㎡以上3,000㎡未満	5.0m以上	3,000㎡以上	6.0m以上	6.0m以上	<p>（変更）</p> <p>（変更）</p>
開発区域面積		住 宅																																	
	側溝がある場合	側溝がない場合																																	
500㎡以上1,000㎡未満	幅員が3.6m以上、かつ、側溝等を含む全幅員が4.0m以上	4.0m以上																																	
1,000㎡以上2,000㎡未満	4.0m以上（側溝等を除く）	4.0m以上																																	
2,000㎡以上3,000㎡未満	5.0m以上（側溝等を除く）	5.0m以上																																	
3,000㎡以上	6.0m以上（側溝等を除く）	6.0m以上																																	
開発区域面積	住 宅																																		
	側溝がある場合	側溝がない場合																																	
500㎡以上1,000㎡未満	幅員が3.6m以上あり、かつ、側溝等を含む全幅員が4.0m以上	4.0m以上																																	
1,000㎡以上2,000㎡未満	4.0m以上	（側溝を除く） 4.0m以上																																	
2,000㎡以上3,000㎡未満	5.0m以上																																		
3,000㎡以上	6.0m以上	6.0m以上																																	

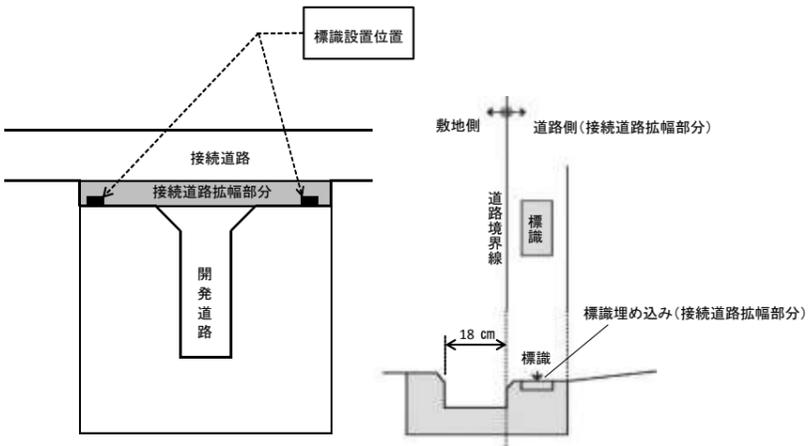
新旧対照表（案）

新	旧	備考欄																																																						
<p>5 接続道路 接続道路については次の各基準によるものとする。</p> <p>(1) 接続道路の幅員 令第25条第4号の規定に基づき、接続道路の幅員は原則として予定建築物等の用途が主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合は6.5メートル以上、その他の用途では9.0メートル以上とすること。</p> <p>ただし、<u>開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められる場合、次のいずれかに該当する道路は、令第25条第4号の「車両の通行に支障がない道路」とする。</u></p> <p><u>ア 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域面積に応じて表1の幅員を有する道路</u></p> <p><u>イ 一戸建ての住宅（敷地の面積が80平方メートル以上のものに限る。）の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域面積に応じて表2の幅員及び車両等の待避区間を有する道路</u></p> <p><u>表1</u></p> <table border="1" data-bbox="109 1056 991 1472"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開発区域面積</th> <th colspan="2">住 宅</th> </tr> <tr> <th>側溝がある場合</th> <th>側溝がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500㎡以上1,000㎡未満</td> <td>幅員が3.6m以上、かつ、側溝等を含む全幅員が4.0m以上 ただし、開発区域に面する部分は4.0m以上（側溝等を除く）</td> <td>4.0m以上</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡以上2,000㎡未満</td> <td>4.0m以上（側溝等を除く）</td> <td>4.0m以上</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡以上3,000㎡未満</td> <td>5.0m以上（側溝等を除く）</td> <td>5.0m以上</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上</td> <td>6.0m以上（側溝等を除く）</td> <td>6.0m以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表2</u></p> <table border="1" data-bbox="109 1513 991 1881"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開発区域面積</th> <th>(a)の区間</th> <th colspan="2">(b)の区間</th> </tr> <tr> <th>幅員</th> <th>幅員</th> <th>車両等の待避区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500㎡以上2,000㎡未満</td> <td>5.0m以上</td> <td>2.7m以上</td> <td rowspan="3">35m以内ごとに、車両等の待避区間を有すること</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡以上3,000㎡未満</td> <td>6.0m以上</td> <td>2.7m以上</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上6,000㎡未満</td> <td>6.5m以上</td> <td>3.6m以上</td> </tr> <tr> <td>6,000㎡以上</td> <td>6.5m以上</td> <td>4.0m以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(a) <u>接続道路のうち開発区域に接する区間</u></p> <p>(b) <u>接続道路のうち(a)の区間を除く、一以上の通り抜け道路に接する任意の交差点までの区間</u></p> <p>(下図参照)</p> <p>※1 (a)の区間にある道路の幅員には、接続道路のうち開発行為によって拡幅された部分（以下「接続道路拡幅部分」という。）を含む。</p> <p>※2 車両等の待避区間は、当該接続道路の区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。）のうち最大のものがすれ違うことができるものとする。</p> <p>図</p> 	開発区域面積	住 宅		側溝がある場合	側溝がない場合	500㎡以上1,000㎡未満	幅員が3.6m以上、かつ、側溝等を含む全幅員が4.0m以上 ただし、開発区域に面する部分は4.0m以上（側溝等を除く）	4.0m以上	1,000㎡以上2,000㎡未満	4.0m以上（側溝等を除く）	4.0m以上	2,000㎡以上3,000㎡未満	5.0m以上（側溝等を除く）	5.0m以上	3,000㎡以上	6.0m以上（側溝等を除く）	6.0m以上	開発区域面積	(a)の区間	(b)の区間		幅員	幅員	車両等の待避区間	500㎡以上2,000㎡未満	5.0m以上	2.7m以上	35m以内ごとに、車両等の待避区間を有すること	2,000㎡以上3,000㎡未満	6.0m以上	2.7m以上	3,000㎡以上6,000㎡未満	6.5m以上	3.6m以上	6,000㎡以上	6.5m以上	4.0m以上	—	<p>5 接続道路 接続道路については次の各基準によるものとする。</p> <p>(1) 接続道路の幅員 令第25条第4号の規定に基づき、接続道路の幅員は原則として予定建築物等の用途が主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合は6.5メートル以上、その他の用途では9.0メートル以上とすること。</p> <p>ただし、<u>予定建築物等の用途が主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合は、令第25条第4号括弧書きに適用される道路幅員は、開発区域面積に応じて次のとおりとすることができる。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>[令第25条第4号括弧書き適用基準]</u></p> <table border="1" data-bbox="1033 1056 1894 1472"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開発区域面積</th> <th colspan="2">住 宅</th> </tr> <tr> <th>側溝がある場合</th> <th>側溝がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500㎡以上1,000㎡未満</td> <td>幅員が3.6m以上あり、かつ、側溝等を含む全幅員が4.0m以上 ただし、開発区域に面する部分は4.0m以上（側溝を除く）</td> <td>4.0m以上</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡以上2,000㎡未満</td> <td>4.0m以上</td> <td rowspan="2">(側溝を除く) 4.0m以上</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡以上3,000㎡未満</td> <td>5.0m以上</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上</td> <td>6.0m以上</td> <td>6.0m以上</td> </tr> </tbody> </table>	開発区域面積	住 宅		側溝がある場合	側溝がない場合	500㎡以上1,000㎡未満	幅員が3.6m以上あり、かつ、側溝等を含む全幅員が4.0m以上 ただし、開発区域に面する部分は4.0m以上（側溝を除く）	4.0m以上	1,000㎡以上2,000㎡未満	4.0m以上	(側溝を除く) 4.0m以上	2,000㎡以上3,000㎡未満	5.0m以上	3,000㎡以上	6.0m以上	6.0m以上	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
開発区域面積		住 宅																																																						
	側溝がある場合	側溝がない場合																																																						
500㎡以上1,000㎡未満	幅員が3.6m以上、かつ、側溝等を含む全幅員が4.0m以上 ただし、開発区域に面する部分は4.0m以上（側溝等を除く）	4.0m以上																																																						
1,000㎡以上2,000㎡未満	4.0m以上（側溝等を除く）	4.0m以上																																																						
2,000㎡以上3,000㎡未満	5.0m以上（側溝等を除く）	5.0m以上																																																						
3,000㎡以上	6.0m以上（側溝等を除く）	6.0m以上																																																						
開発区域面積	(a)の区間	(b)の区間																																																						
	幅員	幅員	車両等の待避区間																																																					
500㎡以上2,000㎡未満	5.0m以上	2.7m以上	35m以内ごとに、車両等の待避区間を有すること																																																					
2,000㎡以上3,000㎡未満	6.0m以上	2.7m以上																																																						
3,000㎡以上6,000㎡未満	6.5m以上	3.6m以上																																																						
6,000㎡以上	6.5m以上	4.0m以上	—																																																					
開発区域面積	住 宅																																																							
	側溝がある場合	側溝がない場合																																																						
500㎡以上1,000㎡未満	幅員が3.6m以上あり、かつ、側溝等を含む全幅員が4.0m以上 ただし、開発区域に面する部分は4.0m以上（側溝を除く）	4.0m以上																																																						
1,000㎡以上2,000㎡未満	4.0m以上	(側溝を除く) 4.0m以上																																																						
2,000㎡以上3,000㎡未満	5.0m以上																																																							
3,000㎡以上	6.0m以上	6.0m以上																																																						

新旧対照表（案）

新	旧	備考欄
<p>6 道路整備共通基準</p> <p>開発<u>行為</u>に伴う道路整備等については次の各基準によるものとする。</p> <p>なお、開発<u>行為に伴って整備される</u>道路が、本市に帰属する場合については、第4条第9項「道路の帰属」によるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ 側溝の構造</p> <p>開発<u>行為</u>に伴って整備される道路及び開発区域内の敷地には、雨水等を有効に排水するための側溝（次の基準を標準とする。ただし、○印は最小寸法とすること。）等を設け、その他周囲の状況に応じて周辺に溢水を生じさせない措置を講じること。</p> <p>(ア) (省略)</p> <p>(イ) (省略)</p> <p><u>(3) 道路の安全対策等</u></p> <p><u>前各号によるほか、開発行為に伴って整備される道路を利用する者の安全かつ円滑な通行を図るために必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>特に開発区域の境界部分において隅角部が生じる場合は、接続道路拡幅部分を利用する者の安全かつ円滑な通行に支障が生じないような措置（利用する者の視線や通行を誘導するための設備の設置等）を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 標識</u></p> <p><u>開発許可に基づく道路には、次の基準により当該道路が開発許可に基づく道路である旨の標識を設置すること。</u></p> <p><u>ア 標識の大きさ・材料等</u></p> <p><u>標識は、石製又は金属製で、縦8センチメートル、横18センチメートルの大きさとし、次のとおりの形状とすること。</u></p>  <p><u>イ 標識の設置位置</u></p> <p><u>標識は次の位置に設置すること。</u></p> <p><u>(ア) 開発道路の起点と終点付近の側溝上の道路側部分。</u></p> 	<p>6 道路整備共通基準</p> <p>開発<u>許可</u>に伴う道路整備等については次の各基準によるものとする。</p> <p>なお、開発道路が、本市に帰属する場合については、第4条第9項「道路の帰属」によるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ 側溝の構造</p> <p>開発<u>許可</u>に伴って整備される道路及び開発区域内の敷地には、雨水等を有効に排水するための側溝（次の基準を標準とする。ただし、○印は最小寸法とすること。）等を設け、その他周囲の状況に応じて周辺に溢水を生じさせない措置を講じること。</p> <p>(ア) (省略)</p> <p>(イ) (省略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表（案）

新	旧	備考欄
<p data-bbox="184 302 982 421"><u>(4) 接続道路拡幅部分の両端付近の側溝又は縁石上の部分。ただし、接続道路拡幅部分の延長が短く1の標識により容易に開発許可に基づく道路であると視認できる場合は、片端とすることができる。</u></p>  <p data-bbox="115 973 294 1009">7～9 （省略）</p>	<p data-bbox="1039 973 1218 1009">7～9 （省略）</p>	<p data-bbox="1953 302 2026 332">（新設）</p>

新旧対照表（案）

新	旧	備考欄
<p>第8条 排水施設に関する基準（法第33条第1項第3号、令第26条、規則第22条、第26条関連）</p> <p>[法第32条の同意協議担当部署：建設局<u>下水道河川部施設管理課（許認可担当）</u>]</p> <p>（省略）</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2)（省略）</p> <p>ア（省略）</p> <p>（イ）（省略）</p> <p>(イ) 計画雨水量 （省略）</p> <p>表8-3-1 業態別の使用水量（その1）</p> <p>（省略）</p> <p><u>（大阪市水道局「給水装置工事設計施工基準」平成30年7月版による）</u></p> <p>表8-3-2 業態別使用水量（その2）</p> <p>（省略）</p> <p><u>（2012年度版 水道施設設計指針による）</u></p> <p>表8-3-3（省略）</p> <p>表8-3-4（省略）</p> <p>イ（省略）</p> <p>(3)（省略）</p> <p>(4)（省略）</p> <p>4～5（省略）</p>	<p>第8条 排水施設に関する基準（法第33条第1項第3号、令第26条、規則第22条、第26条関連）</p> <p>[法第32条の同意協議担当部署：建設局<u>管理部工務課（事業所担当）</u>]</p> <p>（省略）</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2)（省略）</p> <p>ア（省略）</p> <p>（イ）（省略）</p> <p>(イ) 計画雨水量 （省略）</p> <p>表8-3-1 業態別の使用水量（その1）</p> <p>（省略）</p> <p><u>（水道局給水装置工事設計施工基準平成11年4月版による）</u></p> <p>表8-3-2 業態別使用水量（その2）</p> <p>（省略）</p> <p><u>（空気調和衛生工学便覧 平成7年版による）</u></p> <p>表8-3-3（省略）</p> <p>表8-3-4（省略）</p> <p>イ（省略）</p> <p>(3)（省略）</p> <p>(4)（省略）</p> <p>4～5（省略）</p>	<p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p>

新旧対照表（案）

新	旧	備考欄
<p>第9条 給水施設に関する基準（省略） （省略）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>(1) 給水施設設計の原則 計画区域内の給水施設は、当該区域内の人口及び建築物等の用途によって想定される需要に対し、十分な供給能力をもつ配水管から適切な口径で分岐すること。なお、工業用水道の使用及び使用中止を計画する場合は、<u>事前に水道局総務部お客さまサービス課と協議</u>を行うこと。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>3 （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>次に掲げるいずれかに該当する場合には、受水槽方式とすること。</p> <p>ア （省略）</p> <p>イ （省略）</p> <p>ウ 給水の制限又は配水管の断水時に際し、ある程度給水を持続する必要がある場合。<u>(ホテル・医療施設等)</u></p> <p>エ （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) （省略）</p> <p>(6) （省略）</p> <p>(7) （省略）</p> <p>4 （省略）</p> <p>上水道施設に関する事前協議事項 （省略）</p> <p>給水装置工事の設計及び施工に際しては上記の事項に留意するとともに、大阪市水道局「<u>給水装置工事設計施行基準</u>」を参照のこと。</p>	<p>第9条 給水施設に関する基準（省略） （省略）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>(1) 給水施設設計の原則 計画区域内の給水施設は、当該区域内の人口及び建築物等の用途によって想定される需要に対し、十分な供給能力をもつ配水管から適切な口径で分岐すること。なお、工業用水道の使用及び使用中止を計画する場合は、<u>事前に協議</u>を行うこと。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>3 （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>次に掲げるいずれかに該当する場合には、受水槽方式とすること。</p> <p>ア （省略）</p> <p>イ （省略）</p> <p>ウ 給水の制限又は配水管の断水時に際し、ある程度給水を持続する必要がある場合。</p> <p>エ （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) （省略）</p> <p>(6) （省略）</p> <p>(7) （省略）</p> <p>4 （省略）</p> <p>上水道施設に関する事前協議事項 （省略）</p> <p>給水装置工事の設計及び施工に際しては上記の事項に留意するとともに、大阪市水道局「<u>給水装置工事設計施工ガイドブック</u>」を参照のこと。</p>	<p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p>

新旧対照表（案）

新	旧	備考欄
<p>附 則</p> <p>1 この審査基準は平成25年9月1日から施行する。</p> <p>2 この審査基準の施行の際、法第29条による開発許可申請を終えたものについては、なお従前の例による。</p> <p>3 開発道路の整備等に関する技術基準（平成8年制定）は廃止する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この審査基準は平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この審査基準の施行の日前に、法第30条第1項又は法第35条の2第2項の規定による申請がなされた開発行為に適用する審査基準については、なお従前の例による。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この審査基準は平成25年9月1日から施行する。</p> <p>2 この審査基準の施行の際、法第29条による開発許可申請を終えたものについては、なお従前の例による。</p> <p>3 開発道路の整備等に関する技術基準（平成8年制定）は廃止する。</p>	<p></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>